

○大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

令和元年7月10日

告示第68—3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大子町未来創生総合戦略（大子町において、まち・ひと・しごと創生法（令和3年法律第36号）第10条の規定に基づき策定した計画をいう。）に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏から町に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付け計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知。以下「県実施要領」という。）及び大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7告示30—1・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。
- (3) マッチングサイト 移住支援事業を実施する都道府県が、移住支援事業の対象となる求人を掲載しているマッチングサイトをいう。
- (4) 起業支援金 県実施要領第6に規定する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金をいう。

(令7告示30—1・一部改正)

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、別表第1に定める移住等に関する要件を全て満たし、かつ、別表第2に定める就業に関する要件、別表第3に定めるテレワークに関する要件若しくは別表第4に定める本事業における関係人口に関する要件に該当するもの、又は1年以内に起業支援金の交付を受けているものとする。

2 前項の場合において、2人以上の世帯の場合には、同項で定める要件に加え、別表第5に定める世帯に関する要件を満たさなければならない。

(令3告示44—7・全改)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯の場合 100万円

2 18歳未満(次条に規定する申請を行った日が属する年度の4月1日時点。以下同じ。)の世帯員を帯同して移住する場合は、前項第2号の支援金の額に18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(令4告示34—2・令5告示24—11・令5告示45—2・一部改正)

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 移住後の就業先の就業証明書(様式第2号)(別表第2に定める就業に関する要件に該当する場合のみ)

(2) 就業証明書(様式第3号)(別表第3に定めるテレワークに関する要件に該当する場合のみ)

(3) 起業支援金の交付決定通知書の写し(起業支援金の交付を受けている場合のみ)

(4) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書)

(5) 住民票の写し(第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)

(6) 移住元の住民票の除票その他の別表第1に定める移住等に関する要件を満たすことを確認できる書類の写し(第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)

(7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他の別表第1に定める移住等

に関する要件を満たすことを確認できるもの（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ）

(8) 東京23区での開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の別表第1に定める移住等に関する要件を満たすことを確認できるもの（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、個人事業主として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ）

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（令2告示4—4・令3告示44—7・令7告示30—1・一部改正）

（支援金の交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付を適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不適当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付決定通知書を紛失し、又は毀損したときは、その旨を町長に届け出て、当該移住支援金交付決定通知書の再発行を受けることができる。

（令3告示44—7・一部改正）

（支援金の交付）

第7条 規則第13条に規定する支援金の交付は、町に支援金の交付申請があった日（以下「申請日」という。）から起算して3か月以内に行うものとする。

（令7告示30—1・一部改正）

（支援金の交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けた場合 全額

(2) 申請日から3年未満の期間に、町から転出した場合 全額

(3) 就業に関する要件に該当し交付決定を受けたもので、申請日から1年以内に職を辞した場合 全額

- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合 半額

(令4告示34-2・一部改正)

(支援金の交付手続の省略)

第9条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する支援金の額の確定の手続を省略するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (令和2年告示第4-4号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第44-7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第34-2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要

綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第24—11号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第45—2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和7年告示第30—1号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令2告示4—4・全改、令5告示45—2・令7告示30—1・一部改正）

移住等に関する要件

移住元に関する要件	移住先に関する要件	その他の要件
次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内の在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 令和元年6月1日以後に町に転入したこと。 (2) 申請日において、町に転入後1年以内であ	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人であること、又は外国人であって、出入

<p>し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）</p>	<p>ること。</p> <p>(3) 申請日から5年以上継続して、町に居住する意思を有していること。</p>	<p>国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長が認める場合を除く。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が支援金の対象として不適当と認める者でないこと。</p>
--	--	--

別表第2（第3条関係）

（令3告示44—7・全改、令5告示45—2・令7告示30—1・一部改正）

就業に関する要件

一般の場合	専門人材の場合
<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先が、支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 申請日から5年以上継続して、当該就業先に勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。</p>

別表第3（第3条関係）

（令7告示30—1・全改）

テレワークに関する要件

<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</p>

別表第4（第3条関係）

(令7告示30—1・全改)

本事業における関係人口に関する要件

第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号又は第4号のいずれかに該当すること。

- (1) 茨城県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、町長が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認める者
- (2) 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
- (3) 大子町の農林水産業（専業に限る。）に就業、又は承継した者
- (4) 大子町において、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者

別表第5（第3条関係）

(令3告示44—7・追加、令5告示45—2・一部改正)

世帯に関する要件

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請日において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年6月1日以降に町に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において町に転入後1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

太子町長 様

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、太子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	
氏 名	㊦	生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。） （うち18歳未満の者の人数）	人 （人）
移住支援金の種類	就業	テレワーク	関係人口	起業

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、太子町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ） 太子町への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

※確認事項のBの欄に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

- 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ) 東京23区への在勤履歴 ※直近1年以上及び通算5年以上の在勤履歴を記載

就業期間	就業先の名称及び所在地	勤務地

- 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
転入から申請までの間の所属先企業等へ行く頻度	総勤務日数 (日) うち移住先での勤務日数 (日) 所属先企業等での勤務日数 (日)

7 関係書類

- (1) 就業証明書(様式第2号) (要綱別表第2に定める就業に関する要件に該当する場合のみ)
- (2) 就業証明書(様式第3号) (要綱別表第3に定めるテレワークに関する要件に該当する場合のみ)
- (3) 起業支援金の交付決定通知書の写し(起業支援金の交付を受けている場合のみ)
- (4) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書)
- (5) 住民票の写し(要綱第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)
- (6) 移住元の住民票の除票その他の別表第1に定める移住等に関する要件を満たすことを確認できる書類の写し(要綱第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)
- (7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他の別表第1に定める移住等に関する要件を満たすことを確認できるもの(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ)
- (8) 東京23区での開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の別表第1に定める移住等に関する要件を満たすことを確認できるもの(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、個人事業主として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ)
- (9) その他町長が必要と認める書類

管理コード(茨城県及び町使用欄)	
------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告又は立入調査について、茨城県及び大子町から求められた場合には、それに応じます。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合
全額
 - (2) 申請日から3年未満の期間に、大子町から転出した場合 全額
 - (3) 就業に関する要件に該当し交付決定を受けたもので、申請日から1年以内に職を辞した場合 全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に大子町から転出した場合 半額

別紙 2

移住支援金に係る個人情報の取扱い

茨城県及び大子町は、移住支援金の申請等に際して得た個人情報について、茨城県及び大子町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び大子町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大子町長 様

証明者（雇用者） 所在地
名称
代表者名
電話番号
担当者

㊤

就業証明書（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
就 業 先 所 在 地	
就 業 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を茨城県及び大子町の求めに応じて、茨城県及び大子町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

大子町長 様

証明者（雇用者） 所在地
名称
代表者名
電話番号
担当者

㊤

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤，出向，出張，研修等含む。）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

※移住支援金に関する事務のため，勤務者の勤務状況などの情報を茨城県及び大子町の求めに応じて，茨城県及び大子町に提供することについて，勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

大子町長

印

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった移住支援金の交付については、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 大子町は、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
- ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合 全額
- イ 申請日から3年未満の期間に、大子町から転出した場合 全額
- ウ 就業に関する要件に該当し交付決定を受けたもので、申請日から1年以内に職を辞した場合 全額
- エ わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- オ 申請日から3年以上5年以内に大子町から転出した場合 半額
- (2) 大子町は、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金が適切に交付されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合には、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

3 備考

- (1) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引き下げ制度の適用を受けられない場合があります。
- イ 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けられない場合があります。
- ウ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ア この通知書は株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- イ 移住支援金の返還を請求された場合は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（茨城県及び町使用欄）	
------------------	--

様式第1号（第5条関係）

（令3告示44—7・全改、令4告示34—2・令5告示24—11・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令3告示44—7・全改）

様式第3号（第5条関係）

（令3告示44—7・追加）

様式第4号（第6条関係）

（令2告示4—4・全改、令3告示44—7・旧様式第3号繰下、令4告示34—2・一部改正）